



東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦に関する協議事項
(平成19年5月28日 議会運営委員会 決定)
(令和 3年 月 日 議会運営委員会 決定)

1 候補者推薦決定の方法

- (1) 候補者の決定は、選挙（投票）により行う。
- (2) 選挙は、大田区議会会議規則の規定により行う。
- (3) 候補者は、各会派より推薦のあった者から投票により決定する。

2 投票の方法

- (1) 議長が定める投票用紙に候補者1名の氏名を自書し、投票箱に投函する。
- (2) 投票用紙には、選挙人の氏名を記載しない。

3 立会人

各会派より推薦のあった者は、立会人となることができない。

4 当選人の決定

- (1) 当選人は1名とし、有効投票の最も多い得票を得た者を当選人とする。
- (2) 当選人は、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。
- (3) 得票が同数の場合は、くじにより当選人を決定する。
- (4) くじの方法については、くじ棒の入った抽選器を用い、先端に該当者の氏名を記載したくじ棒を議長が引く。

5 代理投票

選挙人に身体の故障等があるときは、申し出により代理投票を行うことができる。

6 無効投票

次の投票は無効とする。

- (1) 議長が定める投票用紙を使用しないもの
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの
- (3) 1票中に2名以上の氏名を記載したもの
- (4) 投票すべき者の氏名のほか他事を記載したもの、ただし、職業、身分、住所、敬称の類を記載したものは差し支えない。
- (5) 投票すべき者の氏名を自書しなかったもの。ただし代理投票は除く。
- (6) 誰の氏名を記載したか確認し難いもの
同一姓の議員がいる場合の姓のみの投票は、無効とする。

<<< 新旧対照表 >>>

○ 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦に関する協議事項(案)

新	旧
平成19年5月28日議会運営委員会決定 令和 年 月 日議会運営委員会決定	平成19年5月28日議会運営委員会決定
<p>1 候補者推薦決定の方法</p> <p>(1) 候補者の決定は、選挙（投票）により行う。</p> <p>(2) 選挙は、大田区議会会議規則の規定により行う。</p> <p>(3) 候補者は、各会派より推薦のあった者から投票により決定する。</p> <p>2 投票の方法</p> <p>(1) 議長が定める投票用紙に候補者1名の氏名を自書し、投票箱に投函する。</p> <p>(2) 投票用紙には、選挙人の氏名を記載しない。</p> <p><u>3 立会人</u> <u>各会派より推薦のあった者は、立会人となることができない。</u></p> <p><u>4 当選人の決定</u></p> <p>(1) 当選人は1名とし、有効投票の最も多い得票を得た者を当選人とする。</p> <p>(2) 当選人は、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。</p> <p>(3) 得票が同数の場合は、くじにより当選人を決定する。</p> <p>(4) くじの方法については、くじ棒の入った抽選器を用い、先端に該当者の氏名を記載したくじ棒を議長が引く。</p> <p><u>5 代理投票</u> 選挙人に身体の故障等があるときは、申し出により代理投票を行うことができる。</p>	<p>1 候補者推薦決定の方法</p> <p>(1) 候補者の決定は、選挙（投票）により行う。</p> <p>(2) 選挙は、大田区議会会議規則の規定により行う。</p> <p>(3) 候補者は、各会派より推薦のあった者から投票により決定する。</p> <p>2 投票の方法</p> <p>(1) 議長が定める投票用紙に候補者1名の氏名を自書し、投票箱に投函する。</p> <p>(2) 投票用紙には、選挙人の氏名を記載しない。</p> <p>3 当選人の決定</p> <p>(1) 当選人は1名とし、有効投票の最も多い得票を得た者を当選人とする。</p> <p>(2) 当選人は、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。</p> <p>(3) 得票が同数の場合は、くじにより当選人を決定する。</p> <p>(4) くじの方法については、くじ棒の入った抽選器を用い、先端に該当者の氏名を記載したくじ棒を議長が引く。</p> <p>4 代理投票 選挙人に身体の故障等があるときは、申し出により代理投票を行うことができる。</p>

新	旧
<p><u>6</u> 無効投票 次の投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議長が定める投票用紙を使用しないもの (2) 候補者以外の氏名を記載したもの (3) 1票中に2名以上の氏名を記載したもの (4) 投票すべき者の氏名のほか他事を記載したもの、ただし、職業、身分、住所、敬称の類を記載したものは差し支えない。 (5) 投票すべき者の氏名を自書しなかったもの。ただし代理投票は除く。 (6) 誰の氏名を記載したか確認し難いもの 同一姓の議員がいる場合の姓のみの投票は、無効とする。 	<p>5 無効投票 次の投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議長が定める投票用紙を使用しないもの (2) 候補者以外の氏名を記載したもの (3) 1票中に2名以上の氏名を記載したもの (4) 投票すべき者の氏名のほか他事を記載したもの、ただし、職業、身分、住所、敬称の類を記載したものは差し支えない。 (5) 投票すべき者の氏名を自書しなかったもの。ただし代理投票は除く。 (6) 誰の氏名を記載したか確認し難いもの 同一姓の議員がいる場合の姓のみの投票は、無効とする。